

各 位

上場会社名	新日鐵住金株式会社
代表者	代表取締役社長 進藤 孝生
(コード番号)	5401)
問合せ先責任者	広報センター所長 高橋 望
(TEL)	03-6867-2135、2146、5807)

上場会社名	鈴木金属工業株式会社
代表者	代表取締役社長 柴田 真之
(コード番号)	5657)
問合せ先責任者	執行役員 経営企画部長 岡田 章
(TEL)	047-476-3111)

新日鐵住金株式会社による鈴木金属工業株式会社の 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

新日鐵住金株式会社（以下、「新日鐵住金」といいます。）と鈴木金属工業株式会社（以下、「鈴木金属工業」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、平成 27 年 9 月 1 日を効力発生日として、新日鐵住金を株式交換完全親会社、鈴木金属工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、本株式交換に関する株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を両社間で締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、新日鐵住金については、平成 27 年 5 月 1 日施行予定の改正会社法（以下、「会社法」といいます。）第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また鈴木金属工業については、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の鈴木金属工業の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成 27 年 9 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、鈴木金属工業の普通株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第二部において平成 27 年 8 月 27 日に上場廃止（最終売買日は平成 27 年 8 月 26 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

新日鐵住金は、平成 24 年 10 月に新日本製鐵株式会社（昭和 25 年設立）と住友金属工業株式会社（昭和 24 年設立）の経営統合により誕生いたしました。発足以降、『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』を目指し、経営統合による旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程の投資、グループ会社統合再編等を推進することにより、着実に成果を上げてまいりました。製鉄事業を取り巻く環境は、中国における大幅な需給ギャップは相当期間継続すると想定されるものの、世界の鉄鋼需要は緩やかに増加することが見込まれ、特に、新興国では社会の成熟化や省エネルギー・環境対応ニーズの高まり等を背景とした高級鋼需要の着実な拡大が期待されます。一方、原油・原料価格、為替等の市況変動や地政学リスクなど、様々な環境変化が予想されますが、これらに的確に対応することが求められております。新日鐵住金グループは、平成 27 年 3 月に持続的な成長に向けた「2017 年中期経営計画」を策定し、こうした事業環境の変化や当社グループの課題に着実に対応し、「技術力」「コスト競争力」「グローバル対応力」を進化させ、揺るぎない『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』の実現を目指しております。

一方、鈴木金属工業は、新日鐵住金グループの特殊線材事業における中核会社であり、自動車用高強度ばね材等ハイエンド製品分野における国内トップメーカーであります。また、平成 21 年には Haldex Garphyttan AB 社(現 Suzuki Garphyttan 社)を子会社とし、欧州、米国、東アジアにまたがるグローバルな生産・販売体制を整え、世界最大の弁ばね用ワイヤメーカーとして、世界規模で拡大が見込まれる自動車分野等における需要を捕捉し、今後の更なる成長を目指しております。

新日鐵住金は、グループ会社とのシナジーの拡大、「選択と集中」の追求など、グループの体質強化に取り組んでまいりました。鈴木金属工業とは、平成 18 年に鈴木金属工業の第三者割当増資を引き受け、鈴木金属工業の事業を強化し、両社の連携も強化いたしました。さらに、平成 21 年に鈴木金属工業が Haldex Garphyttan AB 社(現 Suzuki Garphyttan 社)を子会社とする際に、その資金調達のための第三者割当増資に応じ、鈴木金属工業を子会社といたしました。こうした取組みの中で、鈴木金属工業とは、これまでもグループ会社として戦略を共有してまいりましたが、素材(線材)から加工(ワイヤ)までの一貫した事業戦略が競争力の源泉である特殊線材業界において、今後ますます激化が予想されるグローバル規模での市場競争に機敏に対応し、業界における競争優位性を高め、更なる発展と成長を遂げる為には、新日鐵住金と鈴木金属工業の連携による一貫した技術・商品開発、品質の造込み、コスト削減や両社にまたがる安定したサプライチェーンの強化・拡充等の、幅広い取組みを一層強化する必要があります。

このような特殊線材事業の事業構造と経営環境を踏まえ、「2017 年中期経営計画」策定の過程で、鈴木金属工業の完全子会社化により、共同開発や事業戦略の一体化とスピードアップを図ることが、新日鐵住金グループの経営上極めて有益であるとの考えに至りました。

また、鈴木金属工業においても、本株式交換は親会社かつ最大の素材供給元である新日鐵住金とのパートナーシップを更に深化・一体化することで、新日鐵住金グループの経営資源をこれまで以上に有効に活用することが可能になり、鈴木金属工業グループの有するグローバルな顧客ベース・技術力・顧客対応力とのシナジーにより、競争力を高めていく上で極めて有益であると考えております。

こうした中、両社は、新日鐵住金からの提案を契機として協議・検討を重ね、この度、鈴木金属工業を、株式交換により、新日鐵住金の完全子会社とすることに合意いたしました。今回の組織再編により、新日鐵住金グループの経営資源の最適かつ効率的な活用とグループ経営の機動性の向上等を図るとともに、両社間での事業戦略の一層の共有化及び両社の収益力と競争力の更なる強化を進めてまいります。また、これにより、新日鐵住金、鈴木金属工業、両社の企業価値が向上し、双方の株主にとっても有益な組織再編になると考えております。

なお、鈴木金属工業は、本株式交換の効力発生を条件として、平成 27 年 10 月 1 日に、新日鐵住金の完全子会社であることを明示すべく『日鉄住金』を冠した『日鉄住金 S G ワイヤ㈱』に商号を変更する方向で検討中です。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換承認時株主総会基準日(鈴木金属工業)	平成 27 年 3 月 31 日
本株式交換契約締結の取締役会決議日(両社)	平成 27 年 4 月 28 日
本株式交換契約締結日(両社)	平成 27 年 5 月 1 日(予定)
本株式交換承認時株主総会開催日(鈴木金属工業)	平成 27 年 6 月 25 日(予定)
最終売買日(鈴木金属工業)	平成 27 年 8 月 26 日(予定)
上場廃止日(鈴木金属工業)	平成 27 年 8 月 27 日(予定)
本株式交換の予定日(効力発生日)	平成 27 年 9 月 1 日(予定)

(注 1) 新日鐵住金については、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより本株式交換を行う予定です。

(注 2) 上記日程は、両社の合意により変更される場合があります。

(2) 本株式交換の方式

新日鐵住金を株式交換完全親会社、鈴木金属工業を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、新日鐵住金については、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を必要としな

い簡易株式交換の手続きにより、また鈴木金属工業については、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の鈴木金属工業の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成 27 年 9 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	新日鐵住金 (株式交換完全親会社)	鈴木金属工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.10

(注1) 株式の割当比率

鈴木金属工業の普通株式 1 株に対して、新日鐵住金の普通株式 1.10 株を割当て交付いたします。ただし、新日鐵住金が保有する鈴木金属工業の普通株式 35,466,000 株（平成 27 年 4 月 28 日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する新日鐵住金の株式数

新日鐵住金は、本株式交換により、新日鐵住金の普通株式 19,733,842 株を割当て交付いたしますが、交付する普通株式は保有する自己株式（平成 27 年 3 月 31 日現在 362,659,286 株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、鈴木金属工業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により新日鐵住金が鈴木金属工業の発行済株式の全て（ただし、新日鐵住金が保有する鈴木金属工業の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）において鈴木金属工業が保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を基準時をもって消却する予定です。そのため、本株式交換により割当て交付する予定の上記普通株式数については、鈴木金属工業が保有する自己株式（平成 27 年 3 月 31 日現在 760,143 株）に対し新日鐵住金の普通株式を割当て交付することを前提としておりません。また、同普通株式数は、鈴木金属工業による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、新日鐵住金の単元未満株式（1,000 株未満の株式）を保有することとなる鈴木金属工業の株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている鈴木金属工業の株式が 910 株未満である鈴木金属工業の株主の皆様は、新日鐵住金の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。新日鐵住金の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、新日鐵住金の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（1,000 株未満の株式の売却）

会社法第 192 条等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1,000 株への買増し）

会社法第 194 条及び新日鐵住金の定款等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対しその保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる普通株式を売り渡すことを請求し、これを新日鐵住金から買い増すことができる制度です。

なお、新日鐵住金は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の定めに基づき、単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）に係る定款中一部変更について決議するとともに、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の新日鐵住金の第 91 回定時株主総会に株式の併合（10 株を 1 株に併合）について付議することを決議いたしました。これらはいずれも、新日鐵住金の同定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 27 年 10 月 1 日をもって効力が発生することとしております。かかる単元株式数の変更及び株式の併合の効力が発生しますと、平成 27 年 10 月 1 日以降、上記①及び②において 1,000 株とあるのは、100 株に読み替えることとなります。また、例えば、鈴木金属工業の株式を 1,000 株保有されている株主様の場合、平成 27 年 9 月 1 日に本株式交換により新日鐵住金の普通株式 1,100 株が割当て交付されますが、かかる単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日である平成 27 年

10月1日以降、その株式数は110株となります。詳細は、新日鐵住金が平成27年4月28日付で公表した適時開示「単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款中一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換の結果、新日鐵住金の普通株式1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の定めに従い、新日鐵住金が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた鈴木金属工業の株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

鈴木金属工業は、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

新日鐵住金及び鈴木金属工業は、本株式交換に用いられる上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、新日鐵住金は野村證券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）を、鈴木金属工業はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

新日鐵住金及び鈴木金属工業は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、新日鐵住金及び鈴木金属工業の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、新日鐵住金及び鈴木金属工業は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された新日鐵住金及び鈴木金属工業の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することを決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び上場会社との関係

新日鐵住金の第三者算定機関である野村証券及び鈴木金属工業の第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも新日鐵住金及び鈴木金属工業からは独立した算定機関であり、新日鐵住金及び鈴木金属工業の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

野村証券は、新日鐵住金については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用して算定を行いました。

鈴木金属工業については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、鈴木金属工業に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による新日鐵住金株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の鈴木金属工業株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.91～0.95
類似会社比較法	0.72～1.29
DCF 法	0.68～1.50

なお、市場株価平均法においては、平成 27 年 4 月 27 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成 27 年 4 月 27 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、鈴木金属工業の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした鈴木金属工業の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

新日鐵住金は、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、野村證券から平成 27 年 4 月 28 日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率が新日鐵住金にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

他方、みずほ証券は、新日鐵住金については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を採用して算定を行いました。また、鈴木金属工業については、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、鈴木金属工業と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法による算定を行っております。市場株価基準法においては、平成 27 年 4 月 27 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。類似企業比較法においては、鈴木金属工業と類似性があると判断される類似上場企業として、日亜鋼業株式会社、日本精線株式会社、神鋼鋼線工業株式会社、東京製綱株式会社及びサンコール株式会社を選定した上で、企業価値に対する EBITDA マルチプル及び EBIT マルチプル並びに PER を用いて算定を行いました。DCF 法においては、鈴木金属工業が作成した平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は 5.75%～6.75%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法を採用し、永久成長法では永久成長率として-0.50%～+0.50%を採用し、マルチプル法では EBITDA マルチプルとして 4.6 倍～5.6 倍を採用しております。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて鈴木金属工業の事業見通し及び財務予測については、鈴木金属工業の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

みずほ証券が DCF 法の採用に当たり前提とした、鈴木金属工業の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりませ

ん。

なお、各評価方法による鈴木金属工業の普通株式1株に対する新日鐵住金株式の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.91～0.95
類似企業比較法	0.98～2.02
DCF法	0.87～1.76

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成27年9月1日（予定））をもって、鈴木金属工業は新日鐵住金の完全子会社となり、鈴木金属工業株式は平成27年8月27日付で上場廃止（最終売買日は平成27年8月26日）となる予定です。上場廃止後は、鈴木金属工業の株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

鈴木金属工業株式が上場廃止となった後も、本株式交換により鈴木金属工業株主の皆様は割り当てられる新日鐵住金株式は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所及び札幌証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、鈴木金属工業株式を910株以上保有し本株式交換により新日鐵住金株式の単元株式数である1,000株以上の新日鐵住金株式の割当てを受ける鈴木金属工業の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、910株未満の鈴木金属工業株式を保有する鈴木金属工業株主の皆様には、新日鐵住金株式の単元株式数である1,000株に満たない新日鐵住金株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、新日鐵住金に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を新日鐵住金から買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.（3）（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.（3）（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照下さい。

（注） 上記2.（3）（注3）「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、新日鐵住金は、平成27年10月1日を効力発生日とする単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び株式の併合（10株を1株に併合）を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、金融商品取引所市場における新日鐵住金の株式の売買は、平成27年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換は、新日鐵住金が既に鈴木金属工業の発行済株式数の65.48%を保有する親会社であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、新日鐵住金は、第三者算定機関である野村証券を選定し、平成27年4月28日付にて、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については上記（2）「算定に関する事項」をご参照下さい。また、新日鐵住金は、平成27年4月28日付にて、野村証券から、上記（2）「算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、新日鐵住金にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

他方、鈴木金属工業は、第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成27年4月28日付にて、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については上記（2）「算定に関する事項」をご参照下さい。なお、鈴木金属工業は、みずほ証券から、本株式交換比率が鈴木金属工業にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

さらに、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、新日鐵住金は梶谷総合法律事務所を、鈴木金属工業は野村総合法律事務所を選定し、それぞれ本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方

法・過程等について、法的助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

① 鈴木金属工業における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

本日開催の鈴木金属工業の取締役会では、本株式交換契約に関する議案について、鈴木金属工業の取締役のうち新日鐵住金の従業員である松岡弘明氏を除く出席取締役全員の賛同を得て承認可決されております。

また、上記取締役会には、新日鐵住金の従業員である幸野誠司氏を除く全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本株式交換に関し、上記松岡弘明氏及び幸野誠司氏は、利益相反を回避するため、鈴木金属工業の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議、一連の協議一切に参加していません。

② 鈴木金属工業における利害関係を有しない第三者からの意見の取得

鈴木金属工業は、本株式交換を検討するに当たり、支配株主である新日鐵住金と利害関係を有しない鈴木金属工業の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている大麻眞理氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a)本株式交換の目的に合理性があるか、(b)本株式交換の手続きにおいて公正性が維持されているか、(c)本株式交換比率は公正・妥当であるか、(d)本株式交換が少数株主にとって不利益なものではないかに関する検討を依頼しました。同氏は、かかる検討にあたり、(i)鈴木金属工業及び新日鐵住金から、それぞれ、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯等について説明を受け、(ii)みずほ証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受け、(iii)鈴木金属工業及び野村総合法律事務所から、本株式交換に係る鈴木金属工業の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けております。同氏は、みずほ証券が作成した株式交換比率に関する算定書その他の本株式交換に関連する各種資料及び上記関係者から受けた説明の内容を踏まえ慎重に検討した結果、(a)本株式交換により鈴木金属工業が新日鐵住金の完全子会社になることに伴い、新日鐵住金グループの経営資源の最適かつ効率的な活用と経営の機動性の向上により、両社一貫の技術・商品開発、品質の造込み、コスト削減やサプライチェーンの強化・拡充を通じ収益力と競争力の一層の強化が図られ、事業の拡充に繋がること等から、本株式交換は鈴木金属工業の企業価値向上に資するものとして、その目的に合理性が認められること、(b)本株式交換において、鈴木金属工業は、独立した第三者算定機関から株式交換比率算定書を取得し、本株式交換に係る意思決定の方法・過程について外部専門家の助言を受けた上、利益相反回避の措置もとられていること等から、本株式交換の手続きにおいて、その公正性を疑わせる特段の事情は存在しないこと、(c)独立した第三者算定機関による算定の方法及び過程において不合理な点は見当たらず、鈴木金属工業は株式交換比率につき当該算定結果を参考として、新日鐵住金との間で複数回にわたり実質的な協議・交渉を行った上で株式交換比率を決定していること等から本株式交換の条件は公正に決定され妥当なもの認められること、(d)前述の事項を総合的に勘案すれば、本株式交換が鈴木金属工業の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を、本日の取締役会における本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち本日付で取締役会に提出しています。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	新日鐵住金株式会社	鈴木金属工業株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 進藤 孝生	代表取締役社長 柴田 真之
(4) 事業内容	製鉄、エンジニアリング、化学、新素材、システムソリューションの各事業	ピアノ線、鋼線、ステンレス鋼線の製造販売
(5) 資本金	419,524 百万円	3,634 百万円
(6) 設立年月日	昭和 25 年 4 月 1 日	昭和 13 年 5 月 1 日

(7) 発行済株式数	9,503,214,022株		54,166,000株			
(8) 決算期	3月31日		3月31日			
(9) 従業員数	(連結) 84,447名		(連結) 1,460名			
(10) 主要取引先	住友商事(株) 日鉄住金物産(株) (株)メタルワン		新日鐵住金(株) 三井物産スチール(株) (株)メタルワン 日鉄住金物産(株)			
(11) 主要取引銀行	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほ銀行		(株)みずほ銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 三井住友信託銀行(株)			
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	4.1%	新日鐵住金(株)	65.5%		
	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3.3%	三井物産スチール(株)	5.3%		
	日本生命保険(相)	2.6%	(株)メタルワン	5.1%		
	住友商事(株)	1.9%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1.5%		
	(株)みずほ銀行	1.7%	CGML PB CLIENT ACCOUNT/ COLLATERAL	0.8%		
	(株)三井住友銀行	1.5%	大同ばね(株)	0.7%		
	明治安田生命保険(相)	1.5%	(株)みずほ銀行	0.7%		
	(株)三菱東京UFJ銀行	1.4%	AAA(株)	0.5%		
	THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	1.3%	日鉄住金物産(株)	0.5%		
	STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1.1%	DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	0.4%		
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	新日鐵住金は、鈴木金属工業の発行済株式数の65.48%の株式を保有しており、親会社であります。					
人的関係	新日鐵住金の出身者3名及び新日鐵住金の従業員2名が鈴木金属工業の取締役又は監査役に就任しております。					
取引関係	新日鐵住金は鈴木金属工業との間で、鈴木金属工業に対する材料等の販売取引等及び鈴木金属工業からの製品仕入れ取引等を行っております。					
関連当事者への該当状況	鈴木金属工業は新日鐵住金の連結子会社であり、新日鐵住金と鈴木金属工業は相互に関連当事者に該当いたします。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	新日鐵住金 (連結)			鈴木金属工業 (連結)		
	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期
純資産	2,938,283	3,237,995	3,547,059	15,563	18,217	20,577
総資産	7,089,498	7,082,288	7,157,929	43,033	45,777	48,829
1株当たり連結純資産(円)	263.81	294.10	326.30	246.93	287.36	323.31
売上高	4,389,922	5,516,180	5,610,030	48,729	54,920	59,854
営業利益	20,110	298,390	349,510	1,092	2,157	3,031
経常利益	76,931	361,097	451,747	1,231	2,180	2,885
当期純利益	△124,567	242,753	214,293	279	1,038	1,426
1株当たり当期純利益(円)	△16.23	26.67	23.48	5.23	19.44	26.72
1株当たり配当金(円)	1.0	5.0	5.5	1.0	3.0	5.0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名 称		新日鐵住金株式会社
(2) 所 在 地		東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 進藤 孝生
(4) 事 業 内 容		製鉄、エンジニアリング、化学、新素材、システムソリューションの各事業
(5) 資 本 金		419,524 百万円
(6) 決 算 期		3月31日
(7) 純 資 産		現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産		現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

鈴木金属工業は既に新日鐵住金の連結子会社であるため、本株式交換による新日鐵住金及び鈴木金属工業の業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換は、新日鐵住金が既に鈴木金属工業の発行済株式数の 65.48%を保有する支配株主であることから、鈴木金属工業にとって支配株主との取引等に該当します。鈴木金属工業が平成 27 年 4 月 28 日に開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」にて、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、以下のとおり記載されております。

「当社の経営に対する専門的な立場からの適切な助言と監査を目的として、親会社である新日鐵住金株式会社から社外取締役が1名、社外監査役が1名、それぞれ就任していますが、当社の取締役会は現在5名の取締役で構成されており、親会社から独立した立場で経営の決定を行うことができる状況にあります。また、当社は、親会社を除く社外から少数株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有する社外監査役を1名選任しております。当社は、親会社及びそのグループ会社との取引条件等について、市場等の客観的な情報をもとに、他の会社との取引同様に一般的な取引条件で決定されており、少数株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応しております。」

鈴木金属工業は、本株式交換を検討するに当たり、上記3. (4) 「公正性を担保するための措置」及び上記3. (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は「コーポレート・ガバナンス報告書」の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、鈴木金属工業にとって支配株主との取引等に該当することから、鈴木金属工業は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記3. (4) 「公正性を担保するための措置」及び上記3. (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

鈴木金属工業は、上記3. (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換を

検討するに当たり、支配株主である新日鐵住金と利害関係を有しない鈴木金属工業の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている大麻眞理氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a)本株式交換の目的に合理性があるか、(b)本株式交換の手続きにおいて公正性が維持されているか、(c)本株式交換比率は公正・妥当であるか、(d)本株式交換が少数株主にとって不利益なものではないかに関する検討を依頼しました。同氏は、かかる検討にあたり、(i)鈴木金属工業及び新日鐵住金から、それぞれ、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯等について説明を受け、(ii)みずほ証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受け、(iii)鈴木金属工業及び野村綜合法律事務所から、本株式交換に係る鈴木金属工業の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けております。同氏は、みずほ証券が作成した株式交換比率に関する算定書その他の本株式交換に関連する各種資料及び上記関係者から受けた説明の内容を踏まえ慎重に検討した結果、(a)本株式交換により鈴木金属工業が新日鐵住金の完全子会社になることに伴い、新日鐵住金グループの経営資源の最適かつ効率的な活用と経営の機動性の向上により、両社一貫の技術・商品開発、品質の造込み、コスト削減やサプライチェーンの強化・拡充を通じ収益力と競争力の一層の強化が図られ、事業の拡充に繋がること等から、本株式交換は鈴木金属工業の企業価値向上に資するものとして、その目的に合理性が認められること、(b)本株式交換において、鈴木金属工業は、独立した第三者算定機関から株式交換比率算定書を取得し、本株式交換に係る意思決定の方法・過程について外部専門家の助言を受けた上、利益相反回避の措置もとられていること等から、本株式交換の手続きにおいて、その公正性を疑わせる特段の事情は存在しないこと、(c)独立した第三者算定機関による算定の方法及び過程において不合理な点は見当たらず、鈴木金属工業は株式交換比率につき当該算定結果を参考として、新日鐵住金との間で複数回にわたり実質的な協議・交渉を行った上で株式交換比率を決定していること等から本株式交換の条件は公正に決定され妥当なものとして認められること、(d)前述の事項を総合的に勘案すれば、本株式交換が鈴木金属工業の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を、本日の取締役会における本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち本日付で取締役会に提出しています。

以 上